

課 題	具体的取組	取組目標	5年間の取組成果	主な実績
	③入札制度（電子入札）の改革	<p>(1)電子入札の適用範囲の拡大等 今後、事業者側の理解を求めつつ、電子入札の適用範囲を可能な限り速やかに拡大し、平成19年度中には原則として全件について電子入札によって対応する。</p> <p>(2)公募型指名競争入札の適用範囲を拡大 工事請負の公募型指名競争入札について、平成18年度から対象工事の下限金額を現行の約2分の1に引き下げる</p> <p>(3)業務委託契約の標準プロセスを定めたガイドラインを策定 入札等契約の事務手続きについて、一元的な取扱とするため、業務委託契約の標準的なプロセスを定めたガイドラインを策定する</p>	<p>電子入札による事後審査型制限付一般競争入札の導入や入札契約事務の一元化拡大の方針確定など、さまざまな制度改革により、入札契約の公正性、透明性、競争性の向上や全市的な入札契約事務の適正化が図られた。</p> <p>電子入札導入割合 18年度：56.5% 19年度：95.0% 20年度：100% 21年度：100% 22年度：100%</p> <p>事後審査型制限付一般競争入札導入割合 18年度：5.7%（18年6月導入） 19年度：46.4% 20年度：76.3% 21年度：89.1% 22年度：89.5%</p> <p>業務委託の入札等契約事務手続きについて、公正性、競争性、透明性のより一層の向上を図るため、標準的なプロセスを定めたガイドラインを策定し、適正化に努めることができた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 電子入札の導入適用範囲の拡大（18年4月～） 公募型指名競争入札の適用範囲を拡大（18年6月） 事後審査型制限付一般競争入札を導入（18年6月） 事後審査型制限付一般競争入札の適用範囲を拡大（18年10月～） 「業務委託契約事務ガイドライン」の策定（18年10月） 電子入札の原則全件適用（19年8月） 予定価格が200万円を超える全種目の業務委託契約の入札事務（一般競争入札または、公募型指名競争入札を電子入札で行うもの）を原則として契約管財局で実施（20年6月） 原則として、全件事後審査型制限付一般競争入札の実施（20年10月） 業務委託契約事務ガイドラインの改正（21年2月） 電子調達システム更新の検討とあわせて、入札契約事務の一元化拡大について検討実施（21年7月～） 随意契約ガイドラインの策定（22年2月） 電子調達システム更新の検討とあわせて、入札契約事務の一元化拡大について検討を行い、方針を確定（23年1月）
2 情報公開の徹底	①情報公開制度の原則公開運用の定着	<p>(1)17年度中に情報公開の推進に向けて市民から意見を募集して、個別課題についての解決策を職員に周知</p> <p>(2)17年度中から毎年度、「監理団体に準ずる本市と密接に関連する団体」の情報公開を実施</p> <p>(3)17年度中に「原則公開」趣旨を踏まえた</p>	<p>情報公開制度の原則公開運用の定着を図るため、職員への周知を図り、職員に「原則公開」の制度運用を定着させることができた。</p> <p>（参考）全国情報公開度ランキング 政令市・市長部局 18～20年度 1位 21年度 4位 また、公開請求の対象となる実施機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> 募集した市民の意見に対し、本市の考え方を公表（17年11月） 継続して意見募集を実施 「情報公開推進のための指針」を作成し職員に周知（17年7月策定・最近改訂22年2月） 「説明責任を果たすための公文書作成指針」を策定（18年1月） 文書管理の徹底を図るため「公文書管理

課 題	具体的取組	取組目標	5年間の取組成果	主な実績
		<p>実践的で具体的なガイドラインの作成</p> <p>(4)「情報公開制度の目的達成」と「文書管理に係るコンプライアンスの徹底」を目的に「文書管理条例」を制定する</p>	<p>の拡大(17年5月、地方3公社。18年4月、本市が設立した地方独立行政法人)、指針の作成、管理条例を制定することができた。</p>	<p>条例」を施行(18年4月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに非公開決定をする場合、「市長自らが判断する仕組みを導入(17年7月)
	<p>②積極的に情報開示していく行政運営スタイルへの転換</p>	<p>「ガラス張り」の市政を実現し、市民の市政参加を推し進める観点から、これまでの情報公開の徹底に関する取組に加えて、請求を待つまでもなく、市民が必要とする情報が、わかりやすく確実に伝わる、「積極的な情報開示・市民との情報共有」の風土を根付かせる</p> <p>(1)政策の立案段階からの情報開示についてガイドラインを策定し、周知するなど、市政情報の積極的な開示を推進する</p> <p>(2)「市長自ら判断する仕組み」について、公文書の不存在を理由として非公開としようとする場合についてもその対象とし、その運用の厳格化を図る</p> <p>(3)情報公開の徹底に関する研修により、「積極的な情報開示・市民との情報共有」についての職員の意識改革を進める</p> <p>(4)市民が必要とする情報をわかりやすく効果的に発信するため、ホームページの全面リニューアルをはじめ、広報ツールの改善を行う</p> <p>(5)市民の意見を広く聴き、施策に反映させるため、ホームページを活用した市民からの積極的な意見聴取を実施するとともに、施策への反映状況など、市政情報をわかりやすく発信していく双方向の広聴・広報システムの構築に取り組む。また、市長自ら市民と直接対話する機会を拡充する</p>	<p>情報公開室の設置をはじめとした取組を行い「原則公開」の制度運用を定着させ、積極的に情報開示していく行政運営スタイルに転換することができた。</p> <p>公開請求を待つまでもなく、市長交際費、補助金に係る情報、入札契約情報などをホームページで公表するとともに、「情報発信ガイドライン」の実践マニュアルを策定し、市政情報の積極的な開示を推進した。</p> <p>機会を捉え、職員に積極的な情報開示を意識付ける研修を実施するとともに、市民の関心の高い市政課題や市民生活に大きな影響を与えるものなど、市民への情報発信する必要がある施策の策定状況に関する情報をとりまとめ、ホームページに掲載した。</p> <p>研修実施回数</p> <p>19年度 8回 20年度 16回 21年度 24回 22年度 37回</p> <p>ホームページへのCMS導入で情報発信を適時効果的に行うことができた。</p> <p>また、各ページから市へのご意見・要望を受ける入口を設置し、市民意見の聴取を進めることができた。</p> <p>世論調査や市政モニター制度を活用し、積極的な市民意見聴取を実施し、市政運営に反映することができた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市政改革本部情報公開プロジェクトチームの設置(17年度) ・各局・区役所における「市民の声」について「市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン」、「広聴マニュアル」を策定(18年3月) ・広聴広報戦略プロジェクトの設置(18年12月) ・公文書の不存在を理由とする非公開についても「市長自ら判断する仕組み」の対象とした(20年3月) ・情報公開室の設置(20年4月) ・市民の声施策反映検討会を設置(20年4月) ・市政だよりの基本文字を大きくするとともに、デザイン・レイアウトなどの工夫により目に優しく読みやすい紙面の制作(20年4月) ・TV・ラジオに市長自ら市政情報をわかりやすく伝えるコーナーの新設(20年4月) ・文書主任研修等以外に各所属の実態に即した出前研修を実施(20年9月～) ・施策の策定過程に関する情報開示を行うため「情報発信ガイドライン」の実践マニュアルを策定(20年12月) ・ホームページの全面リニューアル及び各ページから市へのご意見・要望を受ける入口を設置(21年3月) ・「策定中の施策をチェック!」をホームページに掲載(21年6月) ・なにわ元気アップ会議 63回(20年4月～23年3月)